

議第270号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「最高限度」の右に「又は最低限度」を加え、同条第4号中「敷地面積」の右に「又は建築面積」を加える。

別表第1九条西洞院地区の項の次に次の1項を加える。

東九条西山王町地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）東九条西山王町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------	--

別表第2九条西洞院地区の項の次に次の1項を加える。

東九条西山王町地区	容積率の最低限度	10分の10（建築物が法第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）
	建ぺい率の最高限度	10分の8（角敷地等内にある建築物にあっては、10分の9）。ただし、法第53条第5

		項各号（第1号にあつては、同条第6項の規定により適用される場合を含む。）のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
	建築物の建築面積の最低限度	100平方メートル（建築物が法第59条第1項第1号若しくは第2号に規定するものである場合又は敷地面積が150平方メートル未満である場合を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東九条西山王町地区に係る地区計画の決定に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。